島田市障害福祉サービス事業所等事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、原油価格や物価の高騰等による光熱費等の値上げの影響を受けながら も、障害福祉サービスの安定的な提供体制の維持に努めている障害福祉サービス事業 所等を運営する者に対し、予算の範囲内において障害福祉サービス事業所等事業継続 支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、島田 市補助金等交付規則(平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。)及びこの要 綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 光熱費等 事業活動に伴う支出のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 電気代
 - イ ガス代
 - ウ 車両運行に係る燃料費
 - 工 食材料費
 - (2) 障害福祉サービス事業所等 次のいずれかに該当するものをいう
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害者福祉サービスを提供 する事業所
 - イ 法第5条第18項に規定する相談支援事業を実施する事業所
 - ウ 法第5条第26項に規定する移動支援事業を実施する事業所
 - エ 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の2の2第1項に規定する障害児通 所支援を実施する事業所
 - オ 法第5条第27項に規定する地域活動支援センター

(交付対象者)

- 第3条 支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 別表サービス種別の欄に掲げるサービスを提供する障害福祉サービス事業所等を 市内に有していること。
 - (2) 現に事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。
 - (1) 地方公共団体が設置し、又は設置主体となっている障害福祉サービス事業所等を 運営する者
 - (2) 令和5年度に本市から同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けようとする者又は受けている者。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、一の事業所につき、令和5年1月から令和5年8月までの間の

任意の連続する3月の光熱費等の合計支出額から、令和3年同月の光熱費等の合計支出額を控除し4を乗じて得た金額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。次項において「支援金算出額」という。)とし、別表サービス種別の欄に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ同表支援金額の欄に掲げる額を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、令和3年7月以降に事業を開始した等の理由により前項 に掲げる支援金の額の算出ができない場合にあっては、別表支援金額の欄に掲げる額 の2分の1の額を支援金の額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、複数の事業所を同一の建物内で運営している場合に あっては、支援金の額が最も高い一の事業所についてのみ交付するものとする。
- 4 支援金の交付は、一の交付対象者につき、1回とする。 (交付の申請及び実績報告)
- 第5条 支援金の交付を受けようとする者は、令和5年12月28日までに、島田市障害福祉サービス事業所等事業継続支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。
 - (1) 誓約書 (様式第2号)
 - (2) 支援金交付申請書兼実績報告書に記載された光熱費等の金額が確認できる書類又はその写し

(交付の条件)

- 第6条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 支援金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間は、市長から求めがあった場合は、支援金の交付に係る書類を提出しなければならないこと。
 - (2) 前号の書類を整理し支援金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(交付の決定及び交付確定の通知)

第7条 市長は、支援金の交付を決定し、及び確定したときは、島田市障害福祉サービス事業所等事業継続支援金交付決定通知書兼交付確定通知書(様式第3号)により、支援金の交付をしないことを決定したときは島田市障害福祉サービス事業所等事業継続支援金不交付決定通知書(様式第4号)により、それぞれ支援金の交付を申請し、及び実績を報告した者に通知するものとする。

(交付の決定の取消しの通知)

第8条 市長は、規則第12条の規定により交付の決定の取消しを行ったときは、島田市 障害福祉サービス事業所等事業継続支援金交付決定取消通知書(様式第5号)によ り、支援金の交付の決定及び確定を受けた者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第9条 支援金の交付の確定を受けた者が支援金を請求しようとするときは、第7条に 規定する支援金交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を 経過した日までに、請求書(様式第6号)に支援金の振込先となる金融機関名、支店 名、口座番号、口座種別、口座名義人について確認できる通帳の写しを添えて、市長 に提出しなければならない。 (雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

(施行日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条、第4条関係)

類型	サービス種別	支援金額
訪問系	相談支援、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援	100,000円
通所系	就労移行支援、就労継続支援、就労定着 支援、生活介護、自立生活援助、地域移 行支援、地域定着支援、地域活動支援セ ンター、児童発達支援、放課後等デイ サービス	定員20人以上の場合に あっては250,000円 定員20人未満の場合に あっては100,000円
グループ ホーム	, 共同生活援助	300,000円
入所系	施設入所支援	2,000,000円

備考 サービス種別の欄に掲げるサービス等は、それぞれ法第5条第1項、第18項、第26項及び第27項並びに児童福祉法第6条の2の2第1項に規定するものをいう。

様式第1号(第5条関係)

島田市障害福祉サービス事業所等事業継続支援金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

島田市長

住 所 T 法 人 名 代表者氏名 電話番号

島田市障害福祉サービス事業所等事業継続支援金の交付を受けたいので、添付書類 を添えて下記のとおり申請し、及び実績を報告します。

記

1	申請額	П	1
Ι.	中明识	Γ.	J

(注)「2. 申請額の内訳」の支援金額の合計額を記入してください。

2. 申請額の内訳

	類型	事業所の 定員数	サービス 種別	事業所名	住所	支援金額 (円)
1						
2						
3						
4						
5						

(注)

- 1 支援金額は、「光熱費等支出額内訳及び支援金額計算表」の「支援金額(申請金額)」を転記してください。
- 2 複数の事業所を同一の建物内で運営している場合は、支援金額が最も高い一の事業所についてのみ記入してください。
- 3 事業所の定員数は、別表類型の欄の通所系に該当する場合に限り、令和5年10月 1日時点の届出人数を記入してください。

3. 光熱費等の支出額(「2. 申請額の内訳」に対応する順	頁に記入してください。)
①⑦令和5年1月から8月までの間の連続する3月の光熱費	費等の合計支出額
(令和5年 月~ 月分) 円	
①令和3年における⑦と同じ月の光熱費等の合計支出額	
(令和3年 月~ 月分) 円	
の光熱費等の3月分の増加額 ⑦−①=	円
②光熱費等の年間換算分の増加額 ◎×4=	<u>円</u>
②⑦令和5年1月から8月までの間の連続する3月の光熱費	貴等の合計支出額
(令和5年 月~ 月分) 円	
①令和3年における⑦と同じ月の光熱費等の合計支出額	
(令和3年 月~ 月分) 円	
⊕光熱費等の3月分の増加額 ⑦−④=	円
国光熱費等の年間換算分の増加額 ・ の ・ 4 =	<u> </u>
③⑦令和5年1月から8月までの間の連続する3月の光熱費	費等の合計支出額
(令和5年 月~ 月分) 円	
①令和3年における⑦と同じ月の光熱費等の合計支出額	
(令和3年 月~ 月分) 円	
⑦光熱費等の3月分の増加額 ⑦-①=	円
□光熱費等の年間換算分の増加額	<u>円</u>
④⑦令和5年1月から8月までの間の連続する3月の光熱費	貴等の合計支出額
(令和5年 月~ 月分) 円	
(令和3年 月~ 月分) 円	
の光熱費等の3月分の増加額 の一 ① =	円
②光熱費等の年間換算分の増加額 ◎×4 =	<u>円</u>
⑤⑦令和5年1月から8月までの間の連続する3月の光熱費	官等の合計文出額
(令和5年 月~ 月分) 円	
①令和3年におけるのと同じ月の光熱費等の合計支出額	
(令和3年 月~ 月分) 円	-
の光熱費等の3月分の増加額 の一 ① =	円
	<u>円</u>
4. 添付書類 誓約書(様式第2号)	
5. 申請手続きに関する照会先:	
担当者氏名・電話番号	

誓約書

島田市障害福祉サービス事業所等事業継続支援金(以下「支援金」という。)の申請 にあたり、下記事項について誓約します。

記

- 1. 交付要綱に記載された事項を遵守し申請します。
- 2. 支援金の交付を受けたとき、当該支援金は障害福祉サービス事業等を運営するために使用します。
- 3. 支援金の交付を受けた後も、障害福祉サービス事業等の運営を継続します。
- 4. 支援金の交付に係る全ての手続きにおいて、事実と相違ありません。
- 5. 島田市から、確認・報告・是正・交付の取り消し・返還等の措置の求めがあった場合には、遅滞なくこれに応じます。

令和 年 月 日

島田市長

住 所 〒

法人名

代表者氏名

様式第3号(第7条関係)

島田市障害福祉サービス事業所等事業継続支援金交付決定通知書兼交付確 定通知書

 島健福第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

島田市長 染谷 絹代 印

令和 年 月 日付けで申請があった、島田市障害福祉サービス事業所等事業継続支援金について、次のとおり交付を決定し、及び確定します。

記

- 1. 決定及び確定額 円
- 2. 交付の条件

島田市補助金等交付規則及び島田市障害福祉サービス事業所等事業継続支援金交付要綱を遵守すること。

様式第4号(第7条関係)

島田市障害福祉サービス事業所等事業継続支援金不交付決定通知書

 島健福第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

島田市長 染谷 絹代 印

令和 年 月 日付けで申請があった、島田市障害福祉サービス事業所等事業継続支援金について、次のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

記

1. 不交付の理由

島田市障害福祉サービス事業所等事業継続支援金交付決定取消通知書

 島健福第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

島田市長 染谷 絹代 印

令和 年 月 日付けで申請があった、島田市障害福祉サービス事業所等事業継続支援金について、次のとおり交付決定を取り消しますので通知します。

記

- 3. 取消理由

請求書

^	
金	円
717	1

ただし、令和 年 月 日付け島健福第 号により島田市障害福祉サービス事業所等事業継続支援金の交付の確定を受けた支援金として、上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

島田市長

住 所 〒

法 人 名

代表者氏名

電話番号

1. 振込先口座

口座振込先 金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 ()
口座種別	普通 • 当座 • ()
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※申請者(代表者名)と口座名義人が異なる場合は、委任状が必要です。

2. 添付書類 上記「1. 振込先口座」の内容が記載された通帳の写し